

2026年4月20日(月)
大阪地裁令和2年(ワ)第5481号事件等口頭弁論期日

弁論更新にあたって2
関西電力役員らの金品受領問題等

原告株主訴訟代理人弁護士 井戸謙一

本件訴訟の構造

事件名	原告	被告	請求額
第1事件	関西電力	森詳介	1億7000万円
		八木誠	19億2753万498円
		岩根茂樹	
		豊松秀己	
白井良平			
第2事件	関西電力 (参加株主)	八嶋康博	1億7000万円 25億3933万4387円
第3事件	株主	森詳介	25億3933万4387円
		八木誠	94億6773万498円
		岩根茂樹	82億873万498円
		豊松秀己	71億7753万498円
		白井良平	71億7753万498円
		外17名	57億6449万8371円～ 71億7115万8498円

本件訴訟の構造

事件名	原告	被告	請求額
第1事件	関西電力	森詳介	1億7000万円
		八木誠	19億2753万498円
		岩根茂樹	
		豊松秀己	
白井良平			
第2事件	関西電力 (参加株主)	八嶋康博	1億7000万円 25億3933万4387円
第3事件	株主	森詳介	25億3933万4387円
		八木誠	94億6773万498円
		岩根茂樹	82億873万498円
		豊松秀己	71億7753万498円
		白井良平	71億7753万498円
		外17名	57億6449万8371円～ 71億7115万8498円

何を問題にしているか

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 金品受領問題 |
| 2 | 事前発注約束・事前情報提供 |
| 3 | 減額役員報酬の補填 |
| 4 | 追加納税額の補填 |

関西電力の主張と株主の主張の違い

1 金品を受領した被告らは、「受領」したのではなく、「**預かり保管した**」と主張している。関西電力は、それを認めた上、関西電力の信用が失墜しないように対応すべき義務があったのに、被告らは、それを怠ったと主張。

株主は、被告らは、「**受領した**」と主張。

2 関西電力は、森山関連企業に対する不正・不適切な発注はなかったが、その危険が大きかったから、発注の適性を確保する体制を構築すべき義務があったのに、これを怠ったと主張。

株主らは、不正発注があったと主張。

関電の各種調査報告書

- 2018.9.11 社内調査委員会報告書(甲Aア第4号証)
【委員長小林敬(元大阪地検検事正)】
- 2020.3.14 第三者委員会報告書(甲Aア第5号証)
【委員長但木敬一(元検事総長)】
- 2020.6.8 取締役責任調査委員会報告書(甲Aア第6号証)
【委員長才口千晴(元最高裁判事)】
- 2020.8.17 コンプライアンス委員会報告書
【委員長中村直人(弁護士)】
- 2022.4.20 コンプライアンス委員会報告書(甲Aア第19号証)
【委員長中村直人(弁護士)】

社内調査委員会報告書

- 調査期間(2018.6.22～2018.9.11)
- 2018年2月に国税当局が調査に入ったため設置
- 森山から、関電幹部20名が、合計で、現金約1億4500万円、約15万5000ドル、商品券約6300万円、金貨約370枚、お仕立券付スーツ生地75着等を受領していたことが判明
- H30.2月に豊松が6名分を森山に返却した。
- 4名が国税局に対し、受領金品が所得であると認め、修正申告をし、納税した。
- 関電は、森山に対し、工事概要情報(概算額・発注先等)を提供していた。
- H26.9.1～H29.12.31までに吉田開発に対する発注は、競争発注が12件、匿名発注は10件、間接発注は91件(元請けに対し、地元企業の活用を依頼したが、特定の地元企業を下請けとするよう依頼したことはない)
- **森山の目的⇒自己顕示欲を満足させるために、自己の権威の誇示、自己の価値観による礼儀の実践、人的ネットワークの維持**
- **受領者は預かったもので返却するという認識であったが、コンプライアンス上、不適切。会社としての対応を実施すべきだった。吉田開発への発注プロセスには不適切な点はない。**

第三者委員会報告書

- 調査期間(2019.10.9～2020.3.13)
- **金品受領者は75名 総額は3億6000万円相当**
- 100万円以上の受領者が5名以上
- 1987年から始まり、**福島原発事故以後、新規制基準対応のために工事発注の増加が見込まれたところから大きく増加。**
- **豊松秀己**(2010.6月原子力事業本部長) 2010年1月以降、森山、柳田産業、オーイング、塩浜工業から合計40回以上にわたり合計**1億1000万円相当**の金品を受領。1度に1000万円もの現金を受領したことも複数回ある。
- **森中**(2006年～高浜発電所長) **合計4000万円相当**を受領。現金500万円を2度にわたって受領。
- **鈴木**(2013.6月～原子力事業本部副本部長) **合計1億2000万円相当**を受領。1000万円や500万円を複数回受領。
- 森山が特定企業への発注を強引に要求し、これに応じていた。
- **森山の目的⇒関西電力の役職員に關係企業への工事発注をさせ、それによって關係企業から利益を得るといふ構造を維持すること。多額の金品を受け取らせることによつて関西電力役職員に対する足枷とする、すなわち共犯關係に持ち込むといふ狙いもあつた。**
- 社内調査委員会の調査は不十分。

本件被告らのうち、金品を受領した4名の経歴

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
八木誠	取締役	常務・原子力事業本部長代理			副社長・原子力事業本部長	社長						会長				
岩根茂樹						常務	副社長			社長						
豊松秀己	原子力副事業本部長				常務・原子力事業本部長代理	常務・原子力事業本部長	副社長・原子力事業本部長							エグゼクティブフェロー		
白井良平						常務・原子力事業本部長代理			取締役・子会社社長			囑託				

それ以外の2人の被告の略歴

森詳介

1999年6月 常務取締役
2001年6月 副社長
2005年6月 社長
2008年6月 電事連会長
2011年5月 関経連会長
2010年6月 会長
2016年6月 相談役
2020年3月 相談役辞任

八嶋康博

2011年6月 常務取締役
2013年6月 取締役常務執行役員
2016年6月 代表取締役副社長執行役員
2017年6月 常任監査役
2020年6月 退任

4名の受領金品

(社内調査委員会
報告書による)

	日時	場所	目的物	数量	保管場所
八木	2001.6月～ 2009年春	八木自宅又は 森山の事務所	商品券	30万円	自宅で保管
			金貨小	62	
			金貨大	1	
			金杯	7	
			仕立券付スーツ	2	費消
			合計	¥8,590,000	
岩根	2017.3.15	関電社内	金貨	10	会社で保管
			合計	¥1,500,000	
豊松	2010.1月～ 2018.2月	豊松自宅又は ホテル	現金	4100万円	自宅で保管
			商品券	2300万円	
			米ドル	7万ドル	
			金貨小	189	
			小判	1	
			金杯	1	
			仕立券付スーツ	20	費消
			合計	¥110,570,000	
白井	2010.6月～ 2017.7月	家族の入院 先、宴席等	現金	200万円	自宅で保管
			商品券	150万円	
			金貨	16	
			仕立券付スーツ	4	廃棄

米ドル【乙イ4-1】



商品券(1)【乙イ4-2】



商品券(2)【乙イ4-3】



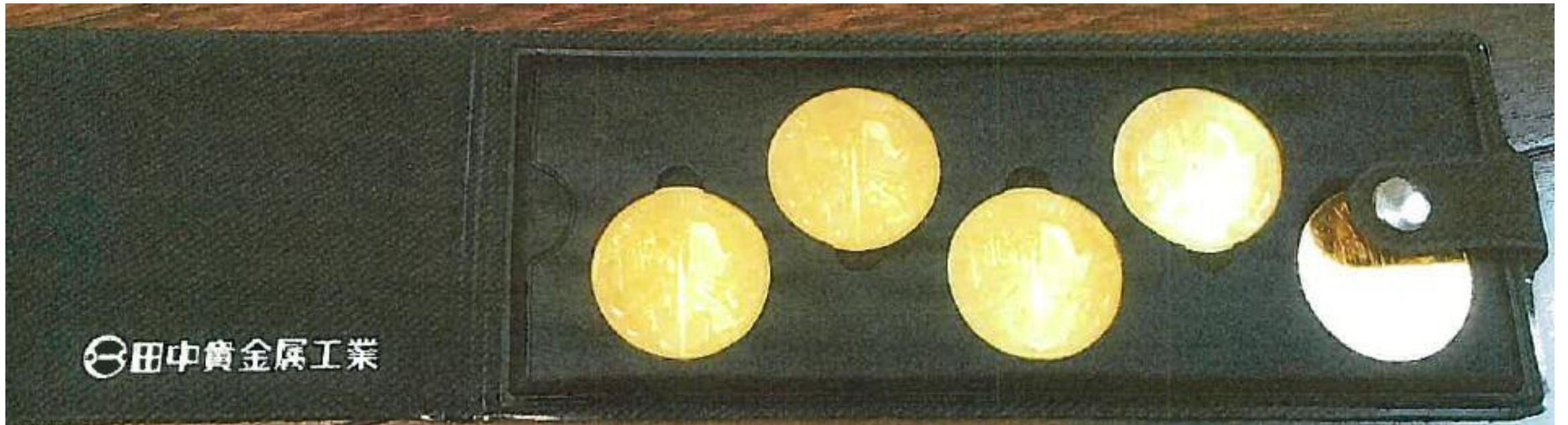
金貨(1)【乙イ4-4】



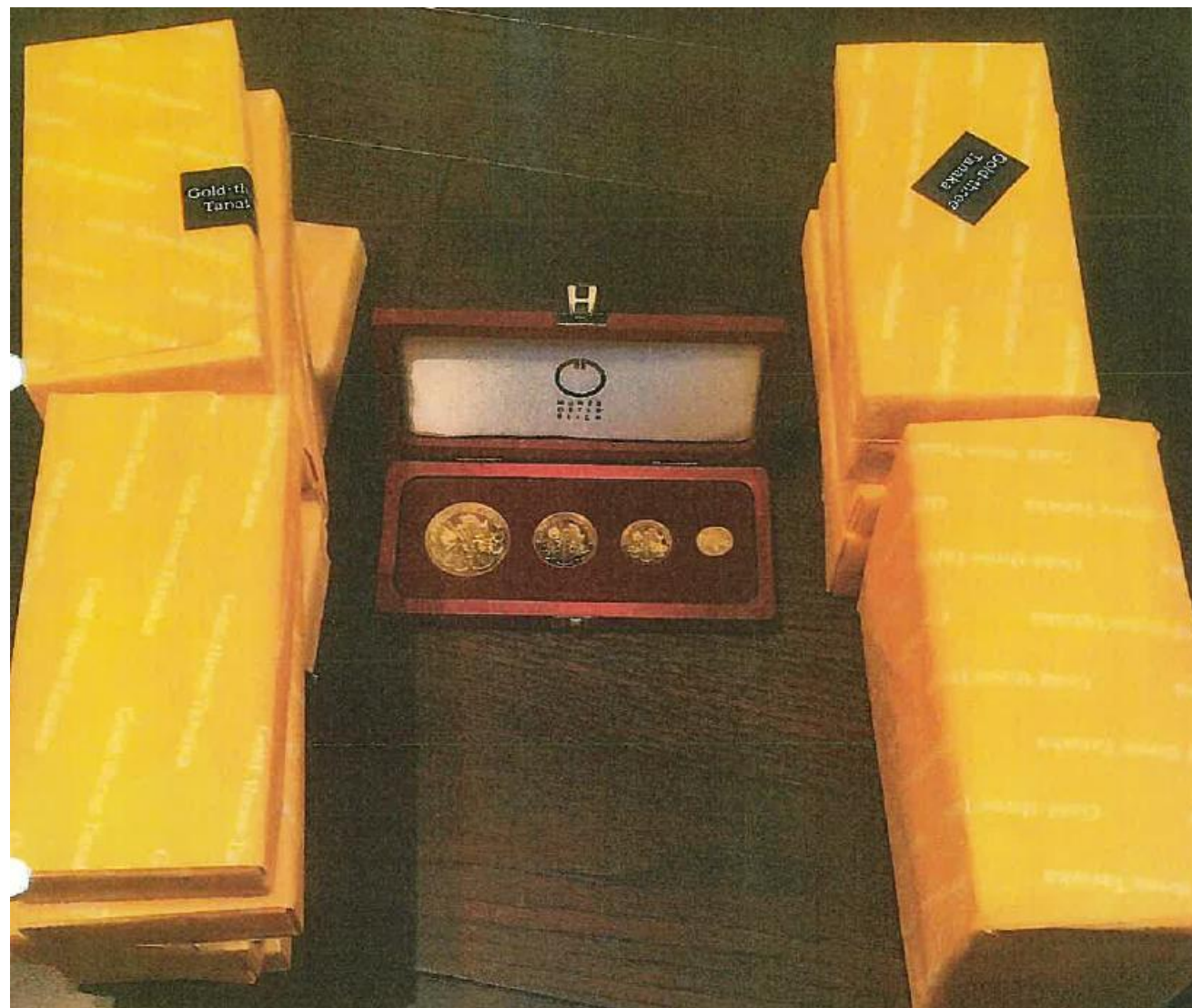
金貨(2)【乙イ4-5】



金貨(3)【乙イ4-6】



金貨(4)【乙イ4-7】



小判【乙イ4-8】



金杯【乙イ4-9】



【争点】被告らは、これらの金品を受領したのか、預かり保管したのか？

- 被告らの主張

(1) 被告らは、森山氏から交付された金品を、他日返却することを期して、あるいはその利益を享受することのないように同価値の物品を返却することを期して「預かり保管」していたに過ぎない。(答弁書10頁) そして、ほとんどは返却した。

(2) お仕立て券付きスーツは社会的儀礼の範囲内である。

※ 原告関西電力は、被告らのこの主張を認めている。

本当に返却する意思だったか

- ・ 時系列【第三者委員会報告書による】

- (1) 2018.1.30 金沢国税局が吉田開発に税務調査に入ったことが原子力事業本部の幹部に伝わる。

- (2) 2018.2.5 鈴木らが顧問税理士に相談 返還の努力をすべきと助言を受ける。

- (3) 2018.2.13 2.17 2.23 ほとんどを返還

- ・ **国税局の税務調査がなければ返還しなかったのではないか？**

被告らの弁解は真実か、戦略か？

- 2018.4.10 佐々木茂夫弁護士(元大阪高検検事長)、八杉税理士、太田税理士に相談した。被告豊松、鈴木原子力事業本部副本部長、月山常務らが出席した。【甲Aウ39号証】

【佐々木弁護士の助言】

- ➡「関電側としては、金銭は預かったものであり、受け取ったものではないとのスタンスで今後も対応すべき」
- ➡「森山氏が金品を渡すことについて相当特異な価値観をもった人物であることを際立たせること」
- ➡「あくまでも受け取っていないことを主張し続けることが肝要」

被告らの主張は、佐々木弁護士の助言どおりの内容である。

大切な視点

- 森山や森山関連会社による関電社員、役員に対する金品供与の総額が3億6000万円に止まるのかどうかは分からない。大きく超えているのかもしれない。
- この金銭の出所は、森山関連会社(吉田開発、柳田産業、オーイング、塩浜工業)であると考えるのが合理的。
- 森山関連会社は、森山に3億6000万円を超える金を提供しても、関電からそれを超える経済的利益を得ていたということになる。
- 被告らが森山に対して適切に対応すれば、関西電力の森山関連企業に対する工事代金等の支払は、3億円以上少なくとも済んだものと考えられる。
- これは、すべて電気代に上乗せされている。